

ご質問に対する回答

件名 令和8年度上期国有農地草刈等業務（宮崎市他）

令和8年6月26日

九州農政局経営・事業支援部農地政策推進課

九州農政局総務部会計課

	質問	回答
1	<p>今回の役務で刈った草はすぐに処分しなければならないでしょうか。</p> <p>費用削減の為 残置、あるいは弊社の所在地に一旦持ち帰り 枯らして軽くなった状態での処分（履行期限まで処分の証明資料提出まで行える範囲（期間））に関しましてもご対応頂けるかの確認でございます。</p>	<p>仕様書第7条1（2）のとおりです。</p> <p>このため、残置すること及び御社所在地に持ち帰ることもできないこととなります。</p>